

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】 2
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【都市ブランド創造局漫画ミュージアム事務局】 3

◇ 消 防 局

- 北九州市警防規程の一部を改正する訓令【消防局警防部警防課】 5
- 北九州市救急業務規程の一部を改正する訓令【消防局救急部救急課】 6

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 7

北九州市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールの使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月26日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
北方体育交流センター運営委員会 委員長 森谷四六	北九州市小倉南区北方三丁目40番1号	令和8年3月5日	令和8年3月5日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月26日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2階	令和8年3月11日	令和8年3月11日	令和8年4月1日から令和9年3月31日

北九州市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月26日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2階	令和8年3月11日	令和8年3月11日	令和8年4月1日から令和9年3月31日

北九州市消防局訓令第1号

庁中一般

北九州市警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

北九州市消防長 岸 本 孝 司

北九州市警防規程の一部を改正する訓令

北九州市警防規程（昭和55年北九州市消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「警防部消防団課長」を「警防部消防団支援課長」に改める。

別表第1の警防本部の警防班の項中「消防団課」を「消防団支援課」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第3号

庁中一般

北九州市救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

北九州市消防長 岸 本 孝 司

北九州市救急業務規程の一部を改正する訓令

北九州市救急業務規程（平成元年北九州市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表の救急部の項中

「

高度救急隊

」を

「

高度救急隊
新曽根救急隊

」に

改め、同表の八幡東消防署の項中

「

高見救急隊

」を

「

八幡東救急隊
高見救急隊

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市選挙管理委員会告示第3号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新上 健一

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年北九州市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

第6号様式中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円+28円35銭」を「293,440円+30円73銭」に改める。

第7号様式その2（別紙）中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改め、同様式その3（別紙）中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円+28円35銭」を「293,440円+30円73銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。